

個人向け国債と新窓販国債の商品性の比較

【平成29年4月現在】

	個人向け国債 ^(注1)			新型窓口販売方式 ^(注2)		
	変動10	固定5	固定3	国債10	国債5	国債2
満期	10年	5年	3年	10年	5年	2年
発行頻度	毎月			毎月		
購入単位／購入限度額	最低1万円から1万円単位 / 上限なし			最低5万円から5万円単位 / 一申込みあたりの上限は3億円		
販売価格	額面金額100円につき100円			入札結果に応じて、発行毎に財務省で決定		
購入対象者	個人に限定			制限なし (法人やマンションの管理組合なども購入可能)		
金利タイプ	変動金利 ^(注3)	固定金利		固定金利		
金利設定方法 (基準金利)	基準金利×0.66 (直近の10年債平均落札利回り)	基準金利－0.05% (5年債の想定利回り)	基準金利－0.03% (3年債の想定利回り)	直近の入札により発行した国債と同じ		
金利の下限	0.05%			なし		
中途換金	発行後1年経過すればいつでも国の買取による中途換金が可能です(元本割れのリスクなし)。 ※ 中途換金時に、直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685が差し引かれます。 ※ 発行後1年間は、原則として中途換金ができません。			市場でいつでも売却が可能です。ただし、その時々々の市場価格となるため、売却損、売却益が発生し(元本割れのリスクあり)。		
償還金額	額面金額100円につき100円(中途換金時と同じ)			額面金額100円につき100円		
導入時期 (初回発行年月)	平成15年3月	平成18年1月	平成22年7月	平成19年10月		

(注1)平成24年1月から平成25年6月までに発行する個人向け国債は、復興債として発行しました。

(注2)通常発行される国債(直近の入札により発行した国債と同じもの)を金融機関の窓口で販売するもの。従来、郵便局のみが行っていたが、平成19年10月より、参加を希望する全ての金融機関に拡大したため、「新型」と称されています。

(注3)半年毎に適用する利率が変わります。